

最高出力4.0kW以下であることの確認制度・公証方法

参考資料

想定する対象者	最高出力の確認制度	最高出力の確認方法	対象車両	公証方法
主要二輪車メーカー	型式認定制度 【道路運送車両法 施行規則】	原動機単体で試験を実施 併せて最高出力抑制装置を確認	型式毎	原動機への表示
輸入事業者・小規模 製作者・改造事業者	最高出力確認制度 【新告示】	完成車状態で試験を実施 (駆動輸出力を測定し原動機出力に換算) 併せて最高出力抑制装置を確認	一定台数毎	原動機へのシール 貼付
個人輸入車・改造車			1台毎	

最高出力確認済み証明書又は確認実施機関による最高出力確認済みの表示(シール)のサンプル

【別紙8】最高出力が4.0kW以下であることの確認済書

年 月 日	
(最高出力確認の申請者の名称) (代表者の氏名) 殿	
(最高出力確認実施機関の名称) (代表者の氏名)	
最高出力が4.0kW以下であることの確認済書	
<p>原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和●年国土交通省告示第●●●号)第5条第1項に基づき申請があった下記に掲げる原動機付自転車については、同条第2項の最高出力確認の結果、最高出力が4.0kW以下であり、かつ、最高出力抑制装置が保安基準第66条の4の3に適合するものと確認しました。</p>	
記	
車 名	
車 台 番 号	
原 動 機 の 型 式	
最 高 出 力 確 認 番 号	

(日本産業規格A列4番)

【別紙11】シールの様式



備考

- (1) 文字の書体はゴシックとし、大きさは原則8ポイント(日本産業規格 Z8305に規定するポイントをいう。)以上とする。
- (2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。
- (3) 「認定機関名称」は、最高出力確認実施機関毎に指定された名称とする。